

# 総務常任委員会

平成20年3月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫	○伴 吉晴	小林 誠
紀 良治	嶋田 善行	辻 善次
中川議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	清水 建也	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	松岡 洋右
企画財政課長	面卷 昭男	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
税 務 課 長	山崎 善之	教委総務課長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生涯学習課長	清水 修一
同 課 長 補 佐	山崎 篤	生涯学習課技師	平田 政彦
監 査 書 記	佐藤 滋生	会 計 管 理 者	浦口 隆
会 計 室 長	清水 孝悦		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、嶋田委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 ありがとうございます。

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、嶋田委員、のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますが、はじめに藤ノ木古墳の整備工事の現場を見ていただくということで委員会を暫時休憩し、現地調査を行いまして、その後、帰庁後に委員会を再開し、レジメに沿って委員会を進めていきたいと思いますが、それでご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。それでは、藤ノ木古墳整備工事の現地調査を行うことといたします。暫時休憩いたします。

（ 午前 9時 2分 休憩 ）

（ 午前10時00分 再開 ）

委員長 再開いたします。

委員の皆さんには大変ご苦勞様でございました。

藤ノ木古墳の整備工事についてのご質問については、本日のレジメにございます、2. の継続審査のところで改めてお聞きしていくことといたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、レジメに沿いまして進めてまいりたいと思います。

はじめに、1. 付託議案についてであります。

(1) 議案第3号、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政 課長 それでは、議案第3号、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

企画財政 課長 前回の委員会でご説明させていただきました内容と同様でございます。それでは、末尾に要旨を添付しておりますので、その要旨をもってご説明にかえさせていただきます。

( 要旨朗読 )

企画財政 課長 以上、簡単ではございますが、議案第3号、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

なにとぞあたたかいご審議を賜り原案通り可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第5号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 それでは、議案第5号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 前回の委員会でご説明させていただきました内容と同様でございます。それでは、末尾に添付をさせていただいております要旨の朗読をもって説明とさせていただきます。

( 要旨朗読 )

総務課長 以上、誠に簡単ではございますが議案第5号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

どうぞあたたかいご審議を賜りまして原案通り可決していただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。  
ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可  
決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第5号については、当委員会とし  
て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第6号、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 前回の委員会でご説明させていただきました内容と同様でございま  
す。それでは、末尾に添付をさせていただいております要旨の朗読を  
もって説明とさせていただきます。

( 要旨朗読 )

総務課長 以上、誠に簡単ではございますが、議案第6号、斑鳩町職員の育児  
休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせてい  
たいただきます。

どうぞあたたかいご審議を賜りまして原案通り可決していただきませうようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。 嶋田委員。

嶋田委員 この要旨の②の（１）、（２）、（３）、（５）、（６）、（７）がちょっとこれ意味わかれへんねけども。これ、具体例をちょっと挙げてもらえますか。

総務課長 主な改正内容の②の（１）から（７）までですけれども。

まず、（１）でございますけれど、新旧対照表、ちょっと繰っていただきまして、これの第９条でございますけれど、小見出しに育児短時間勤務をすることができない職員というのがございます。これは、何を定めているかと申しますと、こういった職員については育児短時間勤務をすることができませんよという規定でございます。ここに挙げられておりますのは、非常勤職員、常勤職員でなくて非常勤職員はできませんとか、臨時的に任用される職員、これは臨時職員でございます。それで、三つ目に書かれておりますのは、育児休業に伴う任期付採用及び臨時的採用をされた職員。育児短時間勤務を承認された職員の穴埋めのために雇用する任期付採用職員でありますとか臨時的採用職員については、この育児短時間勤務を利用することはできませんよと。四つ目については、定年条例、要は再任用、そういった職員については育児短時間勤務をすることはできませんよといった規定でございます。

次の（２）の育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情とございますが、これは小見出しの通りでございますけれど、これにつきましては、一旦短時間勤務を終了して直ぐにまたすることができない規定が育児休業法にのってございまして、ただし第１０条に掲げております事情があればですね、１年を経過しなくても再度、育児短時間勤

務できるといった例を1号から6号まで掲げております。例えば1号でございましたら、これは現に育児短時間勤務している職員がまた新たに妊娠をしてですね、産前の休暇あるいは産後の休暇を取得した場合は当然として育児短時間勤務については取消しされるんですけども、その後、その期間にですね、妊娠した子どもが流産したりした場合は、例えばその前の短時間勤務を取得した子どもがまだ小さいですんで、その人の養育をする必要がありますんで、1年経過しなかってできますよという、そういった例でございます。

次の三つ目の特別の形態によって云々でございますが、頁めくっていただきますと、第11条関係でございますけれど、ここに育児休業法、小見出しに育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める形態でございます。これは、育児休業法の方で4つの短時間勤務の形態が定められております。例えば、育児短時間勤務の形態として、一つは月曜から金曜までの5日間、毎日4時間の勤務をする方、それと月曜から金曜まで1日あたり5時間勤務する方、それと土、日以外の月曜から金曜までの間、プラス2日の週休日、土、日と同様の週休日をとってなおかつ残りの3日は8時間勤務、週24時間ですね、それが一つ。もう一つは、同じように土、日以外のプラス2日を週休日にし、残りの3日について、その2日については8時間、残りの1日を4時間勤務する、これ週20時間という形、4形態あるんですけども、それ以外で1週間当たりの勤務時間20時間から25時間までの範囲内で条例で定める期間という定め方が育児休業法で定められております関係から、この第11条を定める必要があるということなんですけれども、これにつきましては、斑鳩町の条例の第11条で定めておりますのは、1号と2号ございますが、1号目は育児休業法の想定していますフレックスタイム制の職員があった場合はこの形態をとりなさいよという場合でございます。2号としては、交替制の勤務職員がおった場合はこういった形をとりなさいよといったことでございますんで。当町としてはですね、現在のところフレックスタイム制も交替制勤務も、常態的な勤務としてはございませんので、当町としてはこう

いった形態は該当しない、現在のところ該当はしないんですけれども、国から示されている条例例からこういった条文を設けているものがございます。

次の（４）育児短時間勤務の承認又は機関の延長の請求手続きでございますけれども、これは新旧対照表の第１２条でございます。これは育児短時間勤務の承認とか請求の手続きをいつすんねんという期間の設定でございます。ここに定めておりますのは、新規に申込んだ場合は短時間勤務を始めようとする日の１ヶ月前にきなさいよと。延長をする場合においても、一旦認められた承認期間の終了する日の翌日の１ヶ月前、要は１ヶ月前にそういった手続きをきなさいということを決めております。

次の（５）育児短時間勤務の承認の取消事由、これが次の第１３条でございますけれども、これにつきましては、取消しをする理由について列挙をしたものがございますけれども、１番から３番目まであるんですけれども、先ほども触れたんですけれども、例えばこの１号につきましては、斑鳩町の職員が育児短時間勤務をしてですね、養育しようとする子どもをその配偶者、当該職員以外の親が養育できる状態になったことが認められた場合については取消しの理由にはなりませんよといったものです。２号に書いているのが育児短時間勤務の対象になっている子ども以外の子どもについて育児短時間勤務を認めてくださいといった場合は、当然、前の育児短時間勤務については取消しできますよと、そういう内容でございます。３番目は育児短時間勤務の勤務内容、例えば時間でありますとかそういったものについて変更しようとするときは、前の短時間勤務の承認は取り消しますよと、当たり前といえば当たり前なんですけれども、それを定めているものがございます。

その次の（６）でございますけれども、これが第１４条に該当するんですけれども、この小見出しでは育児休業法第１７条の条例で定めるやむを得ない事情とございます。この育児休業法第１７条のやむを得ない事情といいますのは、例えば育児短時間勤務を４月１日から来



年の3月31日までですと承認を承るとします。ところが職員の事情によってですね、12月いっぱいまで育児短時間勤務をやめて来年の1月からフルタイムで働きますといった申し出があった場合、その1月から3月までの3ヶ月はですね、フルタイムになると。その時に当町がその職員が1年間、例えば1日4時間しか勤務できないのでその残りの4時間について新たに任用した職員がいた場合ですね、急に復帰するといってもその職員については1年雇用の契約を結んでいるという話になりますので、戻ってきてもらってもですね、定数の関係からオーバーになってしまう可能性があるといったことで、直ぐには承認があったとしてもできませんよと、そういった事情をやむを得ない事情として定めているものです。過員を生ずることというのはそういうことです。2にもそういったことを書いております。

次が(7)ですね。その第15条なんですけれど、これについては、この小見出しにございますように育児短時間勤務をしている職員へ通知する場合のことなんですけれど、この15条に書いておるとおりですね、育児短時間勤務が終了した場合、あるいは育児短時間勤務をさせるときと就業したときは書面で通知をなささいといったことを定めているものです。

以上、(1)から(7)までの説明とさせていただきます。

嶋田委員 わかりました。これ閉会中の委員会で説明を受けましたか。

総務課長 前回の委員会ですが、今申しあげましたように細々とした説明はさせていただきますいでいませんで、大雑把な説明しかございませんで、今再度詳しくさせていただきます。

嶋田委員 よくわかりました。

これ先ほどの例によると、例えば斑鳩町の職員が夫婦になられてて、子どもさんをもうけられたと。その場合にどちらかがこの対象になるということで、両方がその対象になるということではないわけですね。

併行して。

総務課長 そのとおりでございます。

委員長 他ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第6号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件について、(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題と致します。

理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて報告を申し上げます。

史跡藤ノ木古墳の進捗状況については、現場でご説明申し上げたとおりでございます。そして、今後の行事予定でございますが、竣工式典及び石室特別公開でございます。この5月2日の金曜から6日を開催時期と予定しております。5月2日の金曜日午前中に竣工式典、そして午後から町民を対象に先行公開を考えております。そして、5月3日の土曜日から6日の火曜日まで一般公開ということで予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、安田家古文書調査についてであります。前回委員会にてご

報告いたしましたとおり、現在までの調査状況についてご説明申し上げます。調査としましては、順調に進んでおり、昨年度まで取り掛かっております文書全体の調査表の作成とこれらのデータをパソコンに入力する作業を終えまして、現在、資料の撮影作業を実施しております。昨年度に、目録調書に記載した古文書の点数2,705点でございます、を含めまして最終的には総数約6,100点となり、当初の予想を上回ったかたちとなっております。古文書の特色についてでございますが、安田家の当主が法隆寺村の庄屋を務め、また幕府領の総代を務めていた関係もございまして、これらに関わる文書が豊富でございます。また、宮大工を務めていた関係から宮大工に関しての文書や絵図もでございます。その一例でございますが、昨年度の調査成果でご報告いたしました法隆寺のご開帳や聖徳太子1,200年忌に関する記録、文化14年、1817年の本町での火事に関する絵図等の記録、大塩平八郎の乱に関して記されたもの、そして正徳3年、1713年の大和一国の大工高がわかる文書や寺社の建築に際しての指図のほか、今年度の調査成果としては、大工棟梁としての安田家の活動に関しての資料として、京都御所や二条城をはじめ京都や大和の寺社の建築に関する文書や絵図や、そして西里出身の中井正清250回忌に関する資料、法隆寺村や並松の絵図、そして法隆寺村の土地や年貢や用水普請に関する資料などが今年度の調査において確認できております。

なお、これらの調査成果や研究成果につきましては、平成20年度に調査報告書として作成する計画であります。前回でも当委員会にご意見ございましたように町民の皆様にもこれらの調査成果について知っていただけるような方法を今後検討してまいりたいと考えております。古文書整備状況についての報告は以上でございます。

その他の事業につきましては、特段ご報告することはございません。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

嶋田委員。

嶋田委員 安田家は、報告については期待しています。

そして先ほど視察させていただきました藤ノ木の現場なんですけれど、総務常任委員会としては過去に視察等色々行きまして調査研究してきましたけれども、今日あの藤ノ木の史跡公園ですか、見させていだきまして、色んな文化庁等の制約もあり、あれ以上のものは仕方ないのかという気はしますけれども、あと清掃等のメンテですね、はどうなっているのか、そこらへんちょっとお聞かせ願いますか。

生涯学習課長 先ほど申しましたように、今年度から特別公開、一般公開と整備すべて終わりました、後の管理面でございますが、特に墳丘のコグマザサ、そして外周の芝生等の清掃のなかで特に草等が生えることが予想されます。特にそのなかで、来年度は週2回、草刈り、清掃等の委託をさせていただいて管理をしていきたいと考えております。

嶋田委員 汚かったらなんやと思われまして、そこはひとつよろしくお願います。それとですね、これは杞憂であると思うんですけども、石室公開のときにですね、ペイント等持って来られて、ぱっと吹きかけられたらそれで終わりですからね。そこらへんの用心いうんですか、これは杞憂であると思うんですけど。そこらへんも、対策いうんですかね、考えておいていただいたらどうかとは思っています。

それと、今現在、児童の落下いうんですか、子どもさんがあの山に登って、何も生えてないですわね。山へ登って行って遊ぶということも想定されますんでね。その場合に、石室への入口のところに落下される恐れもありますんでね、そこらへんもちょっと考えていただいたらどうかと思います。以上です。

委員長 今の嶋田委員の質問に対して何かあるようでしたら。

清水生涯学習課長。

生涯学習課長 特に墳丘の高さ8mございますが。周りにマルツゲを密植というかたちで、別工事としてさせていただくということを考えております。そしてまた、色んな注意点、ペイントのということがございますが、気はつけて色々対策も今後考えていかなければならないと思っております。今後、そのことについて協議していきたいと考えております。

委員長 ほかございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査案件については、報告を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 議案第15号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、議案第15号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)についてのうち、総務常任委員会が所管されます補正予算につきましてのご説明をさせていただきます。

本予算補正は前回の委員会でご説明させていただきました内容と同様ではございますが、本町議会定例会に提出させていただいております平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)によりまして、再度、簡単にご説明させていただきます。

恐れ入りますが補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。まず、歳入からご説明をさせていただきます。第1款町税、第1項町民税では、第1目個人で均等割について若干の増収が見込まれるものの退職分離課税分が退職者数の減により減収となることや、総所得金額の所得割額の減、また税源移譲の影響により普通徴収の徴収

率が当初見込みを若干下回る見込みであることから、現年課税分1,490万円の減額補正を行うものでございます。また、第2目法人では、会社の廃業による均等割の減及び各企業の法人税割額が減となることから現年課税分810万円の減額補正を行うものでございます。10ページに移りまして、第15款県支出金、第3項県委託金では、第1目総務費県委託金で参議院議員選挙、知事選挙、県議会議員選挙にかかります選挙執行委託金の決定により選挙費委託金963万9千円の減額補正を行うものでございます。恐れ入りますが11ページをお願いできますでしょうか。第16款財産収入、第1項財産運用収入では、第1目財産貸付収入で土地開発基金用地において土地の賃貸借があったことから土地建物貸付収入91万7千円の増額補正を行うものでございます。また、第2目利子及び配当金では、財政調整基金をはじめとする各基金運用益の決算見込額の確定によりまして534万6千円の増額補正を行うものでございます。第2項財産売払収入では、第3目残余財産収入で王寺周辺広域土地開発公社解散に伴う残余財産収入193万3千円の追加補正を行うものでございます。12ページをお開きいただけますでしょうか。第17款寄附金、第1項寄附金では、第1目寄附金で福祉基金としてご寄付いただきました5万円の増額補正を行うものでございます。次に、第21款町債、第1項町債では、第2目土木債で、まちづくり交付金事業におきまして交付金が増額となったことからまちづくり事業債2,770万円減額補正を行うものでございます。以上が歳入にかかわります補正予算の内容でございます。

続きまして歳出のご説明を申し上げます。14ページをお開きいただけますでしょうか。第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費の第19節負担金補助及び交付金で職員の退職に伴う退職予定者特別負担金として職員退職手当組合負担金3,360万5千円の増額補正を行うものでございます。また第5目財産管理費では、第25節積立金で財政調整基金等の各基金運用益の決算見込額確定による積立、そして歳入のところで申し上げました王寺周辺広域土地開発

公社解散に伴う残余財産収入を財政調整基金に積立てることから760万3千円の増額補正を行うものでございます。第6目企画費では、文化振興基金の運用益の決算見込額確定により14万7千円の財源振替を行うものでございます。15ページにお移りいただけますでしょうか。第4項選挙費では、奈良県議会議員選挙費以下の選挙関連費につきましては、それぞれ選挙執行経費が確定したことから第3目奈良県議会議員選挙費で252万5千円の減額、第4目斑鳩町議会議員選挙費で113万6千円の減額、16ページをお開きいただきまして、第5目奈良県知事選挙費で653万6千円の減額、17ページにお移りいただきまして第6目参議院議員選挙費で55万5千円の減額補正を行うものでございます。恐れ入りますが18ページをお開きいただけますでしょうか。第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で歳入でご説明申し上げました福祉基金への寄附金5万円を福祉基金に積立てさせていただくことから第25節積立金で5万円の増額補正を行うものでございます。19ページにお移りいただきまして第9款教育費、第5項社会教育費では、第5目文化財保存費の第25節積立金で藤ノ木古墳整備基金の運用益見込額の確定により藤ノ木古墳整備基金積立金12万6千円の増額補正を行うものでございます。また、まちづくり交付金で1,340万円の減額及びまちづくり事業債で1,300万円の増額及びまちづくり事業債で1,000万円の減額によりそれぞれ財源振替をお願いしております。20ページにお移りいただきまして、第6項保健体育費では、第6目保健体育総務費でスポーツ振興基金の運用益の決算見込額確定により9万6千円の財源振替を行うものでございます。21ページにお移りいただけますでしょうか。第11款公債費、第1項公債費では、第2目利子の第23節償還金利子及び割引料で平成19年度の定時償還にかかります利子額の確定により1,242万9千円の減額補正を行うものでございます。次に第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で今回の補正に要する財源4,682万6千円を充当させていただく補正を行うものでございます。

恐れ入りますが13ページにお戻りいただけますでしょうか。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費では、それぞれの経費の確定によりまして431万円の減額補正を行うものでございます。

5ページにお移りいただけますでしょうか。最後に第3表地方債の補正についてでございます。歳入のところで申し上げましたとおり、まちづくり交付金事業におきまして交付金が増額となったことからまちづくり事業にかかります限度額を1億7,750万円に変更する補正予算をお願いしているところでございます。

以上、簡単ではございますが議案第15号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）についてのうち総務常任委員会が所管されます予算補正の内容につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。ほかに理事者の方から報告はございませんか。

( な し )

委員長 それでは、各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、その他について、各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。

( な し )



委員長

ないようですので、その他についてこれで終わらせていただきます。  
次に、継続審査案件についてお諮りしたいと思います。

お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願い致します。

その他については、これをもって終ります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、例により、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして、町長の挨拶をお受けします。

小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

( 午前10時43分 閉会 )